

廃 第 1 1 6 号
平成 2 9 年 4 月 1 9 日

各 事 業 者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例施行規則の改正について

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)が平成 2 9 年 3 月 3 1 日に改正され、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行されます。

改正内容等は、下記のとおりですので、十分御理解の上、適正に特定事業を実施されますようお願いいたします。

記

1 改正内容

- (1) 規則別表第 1 「土砂等の安全基準」及び別記第 4 号様式「地質分析(濃度)結果証明書」にクロロエチレン及び 1, 4-ジオキサンを追加する。
- (2) 規則別記第 1 3 号様式「排水汚染状況測定(濃度)結果証明書」に 1, 4-ジオキサンを追加する。
- (3) 規則第 3 条第 1 項第 1 号に定める公共的団体の名称について規定整備を行う。
- (4) その他所要の規定整備を行う。

2 施行期日等

- (1) 平成 2 9 年 7 月 1 日(上記 1 (3) は平成 2 9 年 4 月 1 日)から施行する。
- (2) 必要な経過措置を設ける。

3 参考資料

- (1) 規則別記第 4 号様式及び第 1 3 号様式の新旧対照表
- (2) 平成 2 9 年 3 月の規則改正に係る経過措置について(改正規則附則)
- (3) 平成 2 9 年 3 月の規則改正に係る経過措置について(イメージ図)

〔 担当：廃棄物指導課残土対策班 〕
〔 Tel. 043(223)2641 〕